

高松市指令環指第1号

住所 香川県高松市一宮町1686番地6
名称 株式会社 塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁 様

高松市一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。

令和2年4月1日

高松市長 大西 秀人



許可番号	高松市許可 第1号
許可期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（し尿を除く。） 家庭系一般廃棄物（一時的なごみ、又は多量のごみなど高松市が収集しないものに限り、し尿を除く。）
区 域	高松市内
その他の条件	1 積替え保管場所について 所在地：香川県高松市一宮町字道端1663番3、1658番1以上 保管上限：33.6m ³ 積替え保管を行う一般廃棄物の種類：一般廃棄物の種類に同じ。 保管条件：屋内保管に限り、許可の範囲内で適正に行うこと。 以下余白



一般廃棄物処理業許可証

住所 高松市一宮町1686番地6

氏名 株式会社 塵芥センター

代表取締役 溝淵 誉仁

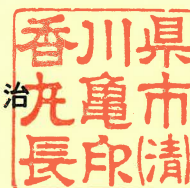
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

許可番号	第 13 号
許可年月日	令和2年4月1日
業 種	一般廃棄物の収集・運搬業
事業の範囲	・事業系一般廃棄物(ごみに限る。) ・家庭系一般廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみで、市が収集しないものに限る。)
許可の期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日
処理を行う 区 域	丸 亀 市 内
許可の条件	関係法令及び丸亀市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例並びに、丸亀市一般廃棄物処理業の許可及び業務基準を遵守すること。

上記のとおり許可します。

令和 2 年 4 月 1 日

丸亀市長 梶 正治



善通寺市許可第 17 号

住 所 香川県高松市一宮町 1686 番地 6

名称又は氏名 株式会社 塵芥センター

代表取締役 溝淵 誉仁

一般廃棄物処理業許可書

一般廃棄物処理業を行うことを下記の条件を付して許可します。

令和 2 年 4 月 1 日

善通寺市長 平岡 政典



記

許 可 期 間	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
収 集 区 域	善通寺市全域
一 般 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物の収集及び運搬（ごみに限る。） 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬（一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみで、市が収集しない物に限る。） ただし、再生利用を目的とした動植物性残渣の搬入については、株式会社 塵芥センター塩江工場とする。
そ の 他	関係法令、条例等を遵守すること。 他市町の廃棄物と混載しないこと。 収集、運搬等の月報を作成し、翌月報告すること。

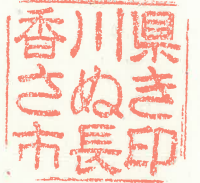
一般廃棄物処理業許可書

元さ生環第273号

令和2年3月5日

住所 高松市一宮町1686番地6
名称 株式会社塵芥センター
氏名 代表取締役 溝淵 誉仁 殿

さぬき市長 大山茂樹



令和2年1月15日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条及び第9条の規定により、次のとおり許可します。

記

許可期間	令和2年4月1日 ~ 令和4年3月31日
業務範囲	収集運搬業
収集区域	さぬき市
一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)、動植物性残渣
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の廃棄物関係法令を遵守すること。 (2) 収集した動植物性残渣は、香川東部清掃溶融クリーンセンター若しくは、高松市の処理施設に搬入すること。 (3) 香川東部溶融クリーンセンターの組織並びに運営管理に関する規則に定める搬入許可条件を遵守すること。 (4) この許可により収集した一般廃棄物は、香川県東部清掃施設組合の許可を得て、香川東部溶融クリーンセンターへ搬入すること。 (5) 一般廃棄物のうち家庭系は、一時的多量に排出される廃棄物に限ること。

様式第10号(第7条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

第 2 1 0 3 号

令和 2 年 3 月 2 日

住 所 高松市一宮町1686番地6
名 称 株式会社塵芥センター
氏 名 代表取締役 溝淵 誉仁 様

東かがわ市長 上 村 一 郎



一般廃棄物収集運搬業を行うことを、下記の条件を付けて許可します。

記

許 可 期 間	令和2年4月1日 ~ 令和4年3月31日
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(ごみ)、木質系一般廃棄物(刈草、剪定くず等)及び動植物性残渣
収 集 区 域	東かがわ市全域
許 可 の 条 件	1 事業系一般廃棄物は、香川県東部清掃施設組合の許可を得て、香川東部溶融クリーンセンターへ搬入すること。 2 刈草、剪定くず等の木質系一般廃棄物は、東かがわ市水主2100番地2の処理施設へ搬入することも許可する。 3 動植物性残渣は、高松市塩江町安原上1356番地の処理施設へ搬入することも許可する。

住 所 高松市一宮町1686番地6
商号又は名称 株式会社 塵芥センター
代表者氏名 代表取締役 溝淵 誉仁

一般廃棄物処理業許可書

一般廃棄物処理業を行うことを、次の条件をつけて許可します。

令和2年2月4日

三木町長 伊藤 良春



記

許可期間	令和 2 年 4 月 1 日 令和 4 年 3 月 31 日
区 域	三木町内
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ごみ・動植物性残渣）
許可条件	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法規を遵守すること。・三木町から発生する事業系一般廃棄物（ごみ）の収集運搬に限る。・再生利用を目的として収集した一般廃棄物（動植物性残渣）の収集は、申請のあった事業所に限る。・香川東部溶融クリーンセンターの組織並びに運営管理に関する規則に定める搬入許可条件を遵守すること。・この許可により収集した一般廃棄物は、香川県東部清掃施設組合の許可を得て、香川東部溶融クリーンセンターへ搬入すること。ただし、再生利用を目的として収集した一般廃棄物（動植物性残渣）については、申請のあったリサイクル施設に搬入すること。

様式第7号(第6条関係)

まんのう町許可第6号

住 所 高松市一宮町1686番地6
名称及び氏名 株式会社 塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物処理業を行うことを、次の条件を付けて許可します。

令和2年 4月 1日

まんのう町長 栗田 隆 義



許 可 期 間	令和2年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで
収 集 区 域	まんのう町内
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (※再生利用を目的とした動植物性残渣の搬入先については、 (株)塵芥センター塩江工場とする。)
そ の 他	関係法令・条例等を遵守すること。 他市町の廃棄物と混載しないこと。 収集・搬入等の月報を作成し、翌月報告すること。